

# 平成31(2019)年度 税制改正 節税・減税対策アノ手コノ手 ～おトクな優遇税制をいろいろ知って、賢く減税しよう!!～

税制は毎年改正されています。消費税増税など、大きな改正内容についてはマスコミ等の報道もあり、また、税務当局からの案内もあるため、みなさんご存じかと思います。しかし、租税特別措置法などによる時限的な優遇税制については、対象の企業や適用条件が限られているものもあり、なかなかその情報が中小企業に行き届きません。

平成31(2019)年度税制改正では、「設備投資」「研究開発」「災害事前対策」「個人事業承継」などをキーワードにしたさまざまな優遇税制が盛り込まれました。また、今年10月からの消費税増税と軽減税率制度の導入はご存じの方も多いと思いますが、それに伴う「自動車税制の変更」や「特別法人事業税の導入」はご存じでない方も多いと思います。

このセミナーは、平成31(2019)年度税制改正の中から特に、企業が「設備投資」「研究開発」「災害事前対策」「個人事業承継」をすることで、節税や減税が可能となる優遇税制をご紹介します。また、10月からの消費税増税で消費税以外に留意すべき点についても解説します。

※このセミナーは、税理士、公認会計士、弁護士ならびにその事務所・法人に所属する方の受講はできません。ご了承ください。

1. 日 時：2019年10月8日(火) 午後2時～4時
2. 場 所：大阪トヨペットビル 9階C室  
大阪市西区立売堀3丁目1番1号
3. 講 師：窪田良一税理士事務所  
窪田 良一 氏(税理士・中小企業診断士)
4. 内 容：①「設備投資・研究開発・災害事前対策」関連の優遇税制  
②「個人事業承継」関連の優遇税制  
③その他の知っているのと得する優遇税制  
④「消費税増税」関連の税制変更で留意する点
5. 受 講 料：大商会員 無料 / 特商・一般 5,000円
6. 定 員：30名(申込先着順にて受付)※原則、1社2名迄の受付とさせていただきます。
7. 申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、大阪商工会議所 西支部

**FAX：6539-1668** までへお申し込み下さい。

## 申込書「節税・減税対策アノ手コノ手」(10/8)

(社名カナ) (会社名)  (所在地)〒	(参加者氏名カナ) (参加者氏名)
	(大商会員番号)※大商会員の方のみ記入
	(業種) (従業員数) (資本金)

ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供(eメールでの事業案内を含む)のために利用するのをはじめ、講師には参加者名簿として配布します。あらかじめご了解のうえお願いいたします。

また、本事業は大阪府の経営支援事業費補助金を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。事業参加の際は、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局までご提出ください。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。